

## 議第66号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市伏見区醍醐高畑町1番地醍醐中市営住宅 の入居者の同居者であったが、当該入居者の死亡後も、 入居の承継の承認を受けないまま、当該市営住宅を不法に占有し ている。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請 求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金 の支払について、訴えの提起又は裁判上の和解を行おうとするも のである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が入居の承継の承認を受け、か つ、滞納家賃の全額を一括して支払った場合に行うこととする。</p>

## 提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。